

「電力競争入札およびグリーン電力基金に関わる社会的問題点」

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

代表 飯田 哲也(いいだ てつなり)

電子メール：tetsu-i@jca.apc.org

【要旨】

最近、あいついで公表されている電力会社による「競争入札」は、あらためて問題点を露呈している。とりわけ「全国運用分に回す」とされてきたグリーン電力基金は、それだけでは自然エネルギーの普及にまったく不十分であることが明白になったほか、「善意の抛出」の使途としては明らかに問題がある。もはやこの「社会的実験」に対して3年間も待つ余裕はなく、公的に裏打ちされた明確な普及制度を早急に確立する必要がある。

1．競争入札およびグリーン電力基金の現状

(添付表のとおり)

2．競争入札およびグリーン電力基金の問題点

(1)入札枠の小ささ(ネガティブ・アナウンスメント効果)

入札枠があまりに小さく、「風力発電の普及」を目指した数字とは思えない。あらかじめ予告のあった東北電力(3年間で30万kW)を除いて、今回発表になった東京電力1万kW、関西電力4500kWという規模は、そもそも入札枠として設ける必要があるのか。電力会社はそれだけの打診しかなかったというが、この数字のネガティブなアナウンスメント効果が大きな問題である。ここまで小さい「入札枠」を見ると、事業者は開発意欲を失い、製造者も風力機器開発への投資を見合わせることは明らか。

(2)入札枠の小ささ、不透明性、硬直性(大規模開発の締め出し)

風力発電の経済性の向上を図るには、少なくとも1万kW規模の大規模開発を進める必要がある。ところが、東京電力1万kW、関西電力4500kWといった数字は、そうした大規模開発の競争を、事実上、閉め出すことを意味している。東北電力の10万kWも、事業者によっては一箇所で見舞われる数字であり、多くの事業者が共存し、かつ競合するためには、より大きい「枠」で競わせるべきではないか(たとえば3年間で30万kWなど)。

(3)入札枠による自治体公営事業の「事実上」の締め出し

また、今回の一連の入札によって、自治体公営事業も、大規模は競争力のある大企業との厳しい競争に曝されるため、事実上、2000kW以下に制限される。風力発電は、「強風」や「寒風」といったこれまで地域ではネガティブであった風が「プラスの資源」に変わり、地域から強く支持されているものである。競争入札は、そうした全国の地域からの根強く圧倒的な「期待」を圧殺するものである。

(4)グリーン電力基金の用途の問題～「善意のお金」 は電力の支出削減のためか？

「全国運用分」として充てられるグリーン電力基金は、たとえば東京電力の場合、5年間にわたり1円/kW時の助成がグリーン電力基金の「全国運用分」から充当されるが、これは「上乘せ」ではなく、東電の支出の削減に用いられる。たとえば9円/kW時で落札した事業者は、5年間はグリーン電力基金から1円/kW時が助成され、その間、東電は8円/kW時を支払う。6年後は、東電が全額の9円/kW時を支払う。これは、グリーン電力基金の参加者から見れば、「善意のお金」が「東電の負担軽減」に使われているだけを意味する。これはグリーン電力基金を拠出する一般市民から見れば、大きな問題である。

(5)グリーン電力基金の小ささ

また、グリーン電力基金からの助成の小ささも問題である。たとえば関西電力で「総額270万円」とあるが、いまだき、太陽光を設置する一般家庭一件でもこの程度の負担はする。

グリーン電力基金そのものの取り組みは高く評価する。しかし、これを「普及」に充てようとした電力会社の意図は、明らかな間違いである。グリーン電力基金は、地域や市民が参加するスキームとしてこそ意味があり、全国レベルで普及に充てるものではない。

(5)入札枠とNEDOの補助金

入札で落札したものとNEDOの補助金との関係が不明瞭である。落札できなかったものがNEDOの補助金を獲得できることは、資格審査等によりさすがにないと思われるが、逆に、落札したものの、NEDOの補助金が獲得できない、もしくは昨年のように大幅に減額されるといった事態になった場合、どうするのか？

3. 結論

- ・競争入札は、普及よりも、むしろ「普及の制約」になっている。早急に公的な普及の制度を構築する必要があり、ドイツの「自然エネルギー促進法」など、すでに明白に普及の実績を持った公的制度はある。
- ・グリーン電力基金の「全国運用分」は、廃止するか、もしくは用途を見直すべきである。米国でも、グリーン電力による普及効果はほとんど見られず、むしろ地域社会や市民と電力会社との建設的な関係づくりや電力会社の新しい「商品」としての意味が大きい。グリーン電力基金は、そうした地域性を持った参加プログラムとして特化すべきである。
- ・他方、電力会社がもう一方で実施しようとしているグリーン電力証書に対して、政府があまりに非協力的である。国税庁は「法的根拠がなく、対価性を認められないために企業が損金計上することを認めない」という姿勢であり、エネ庁は「省エネルギー法の趣旨は個別事業所の取り組み」という解釈を崩さず、いずれもあまりに硬直的・時代錯誤的で「官尊民卑」の尊大な姿勢の表れといわざるを得ない。こうした環境保全に自発的に向かう企業の取り組みを応援してこそ、「公共」に資する行政や法の意味がある。

以上